みつおか式　脳若トレーニングを体験してみませんか？

全国の自治体でも採用されている脳若トレーニングを、この度、須恵町でも試験的に実施することになりました。

脳若トレーニングは最新のIT機器であるiPadを使い、脳を活性化させる認知症予防のためのトレーニングです。

10年後の自分のために、認知症予防に取り組んでみませんか？

▶**対象者**　65歳以上で町内に住所を有する人
（要介護認定を受けていない人）

▶**日　時**　平成28年1月8日（金）
9時50分～（所要時間約90分）

▶**場　所**　地域活性化センター（オイコス）1階　リハビリ室

▶**募集定員**　24人（先着順）**※要事前申込**

▶**申込方法**　電話

▶**申込期間**　11月25日（水）～12月4日（金）

▶**申込および問合せ先**
健康福祉課　☎932－1493（ダイヤルイン）
☎932－1151（内線153）

商工会だより　11月号

「一日公庫」（融資相談会）のご案内

須恵町商工会と日本政策金融公庫では、「一日公庫（融資相談会）」を開催します。事前に必要書類を提出し、須恵町商工会で、公庫担当者と面接を行います。通常の申し込みより迅速で、大変便利です。ぜひ、この機会にご相談ください。

▼**日　時**　11月20日（金）　10時～
▼**場　所**　須恵町商工会
（須恵町大字上須恵1167）
▼**申込締切**　11月13日（金）
※**要事前申込**
▼**申込および問合せ先**　須恵町商工会
☎932・6700

軽トラ市開催のご案内

▼**日　時**　11月8日（日）　9時～13時
▼**会　場**　須恵町健康広場
（アザレアホール前）
※11時より「卵のつかみ取り」あり

須恵町チャリティーゴルフ大会を開催しました

今年で14回目を迎える「須恵町チャリティーゴルフ大会」を10月7日（水）、筑紫野カントリークラブにて開催しました。

大会趣旨にご賛同、ご協賛いただきました皆さん、また、参加者の皆さん、誠にありがとうございました。

第14回須恵町チャリティーゴルフ大会協賛企業一覧

（敬称略・順不同）

中牟田製作所、東昭栄興業㈱、㈱藤原組、たびっとくんツアー、セブンイレブン須恵新原店、トキワスチール㈱、須恵町管工事組合、ナサ工業㈱、㈱鐘川製作所、㈲今泉交通、須恵町土木組合、フジ総合企画、㈱グランドアース、㈱松本組、㈱オカトク、須恵町企業クラブ、㈱尾畑建設糟屋支店、今泉自動車㈱、エヌディーリース・システム㈱、田中外構工事店、若築建設㈱、リックス㈱、飯田建設㈱、セブンイレブン須恵中央駅前店、㈱タイセイゴルフセンター、㈱まつだ、㈱サニクリーン九州、粕屋管業所、㈱山翔、㈱エム・ケー・コンサルタント、㈲須恵塗装工業、㈲栄晃産業、松下不動産、日研樹脂化工㈱、五水設備、㈱若杉建設、原野電器、実崎ウィードプリベント、㈱松山建設、粕屋農業協同組合、須恵支所、㈱カンビ須恵、相互印刷㈱、九州工場、セブンイレブン須恵レインボーロード店、㈲池辺電気、焼き鳥てっぺん、とり須恵、豊田設備、㈲なすの電器、須恵ゴルフセンター、カーブティックイーグル、平山聖二、村山建設㈱、㈲長沢ストア、ショッピングむらやま、中村石材工業㈱、筑紫野カントリークラブ、㈱石橋ステンレス

公的個人認証の利用をしている皆さんへ

公的個人認証サービスの電子証明書を利用して電子申告を行う場合

現行の住民基本台帳カードに記録した公的個人認証サービスの電子証明書を利用していて、3年の有効期間満了を迎えた人は、来年2月から始まる確定申告などに利用するためには更新が必要です。

現行の更新手続きは、**12月22日（火）**までとなっています。（手数料500円）

なお、該当する人には、別途ご案内を送付していますのでご確認ください。

住民基本台帳カード

※申請は12月22日（火）まで

▼**問合せ先**　住民課　住民基本台帳係
☎932・1151（内線111）

平成28年1月から新たに開始される個人番号カード（電子証明書付、初回手数料無料）の交付申請をされる場合、前述の更新手続きは必ずしも必要ではありませんが、交付申請が集中した場合、カードの作成に時間を要するため、場合によっては来年2月から始まる確定申告期間までに交付が受けられないおそれがありますのでご注意ください。

個人番号カード

※申請は通知カードがお手元に届いてから

年金記録を確認しませんか

11月30日は年金の日で、11月は年金月間です。年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」は、いつでも年金記録、年金見込額試算、支払い状況などの確認や、持ち主不明の記録検索もできるので便利です。日本年金機構のホームページでご確認いただくか、年金事務所にお問い合わせください。

▼**日本年金機構ホームページ**
http://www.nenkin.go.jp/

社会保険料控除の申告に使える国民年金保険料控除証明書が発行されます

納付した国民年金保険料は、その年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成27年1月から12月までに納付した保険料の全額です。（過去の年度分や、追納された保険料も含まれます。）また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子さんなど）分の国民年金保険料を納付した場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に、領収証書など保険料を納付したことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されますので、申告書を提出する際には、必ずこの証明書か領収証書を添付してください。（平成27年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納付した人へは、平成28年2月上旬に送付されます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん、不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

▼**問合せ先**
東福岡年金事務所
☎651・7967
住民課　年金係
☎932・1467（ダイヤルイン）
☎932・1151（内線115）